

<中級編>

第十回 管理者の各種業務の注意点 2014. 8. 6

管理者の業務はホール営業におけるコンプライアンスの軸となる活動ですが、風営法で義務として位置づけられているわりには、そのことの重要性や意義があまり理解されていないようです。徐々に行政庁も管理者業務の実施状況に気を配るようになってきましたが、管理者としては「形だけ」「やったフリだけ」の作業にしてしまっただけではもったいないので、意味があって無駄がない実践的な方法で管理者の業務を業務として行っていただきたいと思います。

今回は風営法における管理者業務の意義と、その実務上の注意点等を解説しました。

中でも外国人を採用する際の注意点については、今後ますます重要になってゆく問題です。不法就労助長罪は許可取り消しもありうる重い違反なので注意が必要です。

使用した資料：[パワーポイント資料](#) (PDF ダウンロードあり)

.....